

内閣衆質二二一第一〇号

令和八年四月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介 殿

衆議院議員長妻昭君提出加工肉の発がん性、国家公務員の非正規職員についての衆議院内閣委員会質疑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



衆議院議員長妻昭君提出加工肉の発がん性、国家公務員の非正規職員についての衆議院内閣委員会質疑に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「「考えてまいりたい」とは何を考えていくのか」及び「どの機関で」「何をどのように検討」するのについては、令和八年四月八日の衆議院内閣委員会において、黄川田国务大臣が「加工肉については発がん性があるということを確認しておりますが、それが人に対して安全かどうかということについては、摂取量、摂取頻度、これらを考慮して評価されるものだというふうに思っております。」及び「加工肉を食すについてリスクとベネフィットがあるということ、そのバランスを考慮して決められていくというふうに考えております。」と答弁しているところであり、これらの考え方を踏まえ、どのような対応が可能かについて、内閣府、消費者庁等の関係府省庁の連携の下、御指摘のように「考えてまいりたい」と答弁したものである。お尋ねの「いつまでに」「検討」するのかが及び「いつまでに公表するか」については、現時点においてお答えすることは困難である。

二の1について

お尋ねについては、国家公務員の非常勤職員について、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十六条に規定する競争試験又は選考の方法により常勤職員に採用される機会が与えられていることを、可能な限り速やかに、広く周知することを予定している。

二の2について

お尋ねの「正規職員比率を上げる方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国家公務員の非常勤職員は各府省等の実情に応じて多様な勤務の形態や職務の内容等を踏まえ採用されており、加えて、常勤職員に採用するには国家公務員法第三十六条に規定する競争試験又は選考の方法による必要があることから、政府として、国家公務員の非常勤職員を常勤職員にお尋ねのように「移行」させること等の統一の方針を作成することは困難である。



